

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO.4 2022年12月21日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場 弘恭

### 「申6号」の業務委員会開催！

12月20日、静岡支社において「申6号・災害時における問題の解消について」の業務委員会が開催され、議論しました。会社回答及び議論の内容は、以下のとおりです。

1. 災害時、出勤または移動時のタクシー代は、本人建て替えが現状である。本人負担となるため、「未収証」の扱いを各地区の主なタクシー会社と会社が交わすこと。

回答：会社の指示に基づきタクシーを利用した場合、その料金は事後に会社から支給しており、本人負担は生じない。

2. 台風による停電や基地局の被災により、通信手段が途絶した場合には出勤できない旨の連絡ができないため、会社は社員から連絡があるまで待つこと。このような場合は、障害休暇として取り扱うこと。

回答：社員は自己の責任において、所定の作業時刻までに出勤しなければならない。列車やバスのように、運行時刻が明示されている「公の交通機関」の事故等の不可抗力の原因により、作業時刻に遅れた場合に限り例外的扱いとして、有給の休暇である「障害」として取り扱

っているものであり、通信遮断時に休暇として取り扱う考えはない。

3. 土砂崩れにより、大井川鉄道が運行不能となっている。代行バスの運転をしているものの、通常の列車ダイヤと異なり仕事が終わっても自宅に帰れない。災害時には、直ちに最寄りの JR 駅までの自家用車による通勤を認め、実績の駐車料金を支払うこと。

回答：災害等において、最も経済的な通勤経路が不通となった場合等で、その不通期間が長期に及ぶと見込まれる場合は、代替経路を通勤手当として認定することがある。尚、駐車料金については代替輸送が行われない場合を除き、支給する考えはない。

4. 社員が、台風などにより被災した場合に、被災の状況に応じて会社は見舞金を支給すること。

回答：社員の住居が、火災・風水害及び地震その他不慮の災害により損害を受けた場合は、市町村長・消防庁又は消防署長の認定する被害の程度に応じて、災害見舞金を支給している。

5. 静岡市清水区では、長期にわたり断水が続いた。被災し断水した社員には、会社が備蓄している水を社員が希望すれば支給すること。また、被災した社員から申し出があれば、駅での給水を認めること。

回答：駅備蓄の保存水は、各職場の社員数を勘案して、災害が発生した際の業務遂行に必要な量を備蓄しており、業務用途外での支給の考えはない。

6. 上記要求と過去の災害の経験に基づいて、現場において対応に差異がないよう、早急に細部にわたり「災害時社員対応マニュアル」を作成

し、社員に配布し現場に徹底すること。

回答：個別の事象に対し、マニュアル等を作成する考えはない。

## \* 主なやり取り

組合：備蓄している水ではなく、駅の水道水を支給することは出来ないか？

会社：基本的には、業務用途外の駅での給水の考えはない。

組合：タクシー代だが、高額になる場合、当該社員の持ち合わせがない時はどうするのか？未収証の取扱いは出来ないか？

会社：タクシー代は、箇所長が認定した場合（領収書を確認してから）のみ支給することが原則だ。タクシーは状況により帰日も認めている。

業務委託として、浜松運輸区は遠鉄タクシー静岡運輸区は静岡中央タクシー、富士運輸区は石川タクシーにお願いしている。業務に支障が無いよう、ある程度台数を保有している会社を選択している。

組合：不通期間が長期に及ぶ「長期」とは？

会社：一概には言えないが、災害の度合いとか状況を考慮して判断している。その点は会社に任せてもらいたい。

組合：災害見舞金は会社から出ないのか？

会社：被害の状況によって金額は異なるが、福社会から出ている。見舞金に限らず、社宅の貸し出し等も行っているし、障害休暇も認めている。

組合：今後の災害対策の対応について、社員と確認出来れば職場の給水

だけでも認めてもらいたい。

会社：貴側の意見として、聞いておく。

以上